

# 群馬県小中学校PTA連合会運営細則

## 第1章 役員及び理事

第1条 役員は、各郡市PTA連合会(協議会)代表もしくは群馬県小中学校PTA連合会役員経歴者で、現に本会に加盟する小・中学校PTA会員資格を有するものでなければならない。

ただし、役員のうち家庭教育委員長を除く常任理事1名は女性代表理事から選出する。また、教職員代表は常任理事となる。

第2条 各郡市PTA連合会(協議会)代表から役員が選出されたときは、当該郡市PTA連合会(協議会)で理事を補充することができる。

## 第2章 会議

第3条 総会委任状は、総会成立要件であり、総会を欠席する役員、理事、代議員は委任状を提出しなければならない。

第4条 理事会に理事が出席できないときは、原則として、代理を出席させる(議決権は有しない)。ただし、代理は、郡市役員の副会長とする。女性理事の代理は、女性代表の代表委員とする。

## 第3章 役員選考委員会

第5条 役員選考委員会は、各ブロックごとに、県P連役員・理事から2名及び小中教職員代表から1名の計10名の委員をもって構成する。

第6条 委員の選出は、毎年10月の理事会で行う。各ブロックの世話係は、担当役員となる。

第7条 選考委員長1名、同副委員長2名は、委員の互選によって選出する。委員長は理事会、定期総会において選考経過及び役員候補者の報告をする。

第8条 委員が、役員候補者として推薦された場合は、その時点で委員の資格を失うものとする。ただし、委員の補充はしない。

第9条 第1回の役員選考委員会は会長が招集する。

第10条 役員選考委員会は、総会終了とともにその任を終える。

## 第4章 専門委員会

第11条 会則第24条の専門委員会の委員長は副会長とし、教職員代表常任理事を除く常任理事から副委員長を選出する。ただし、家庭教育委員長は女性常任理事とする。

第12条 各専門委員会の構成は次のとおりとする。

- 1 総務委員会 副会長・常任理事各1名、理事10名以内。
- 2 広報委員会 副会長・常任理事各1名、理事若干名、郡市代表で別表1に示すもの。
- 3 家庭教育委員会 常任理事・理事若干名及び各郡市PTA連合会(協議会)家庭教育委員(女性代表)で構成する。ただし、前橋・高崎は2名とする。
- 4 教育環境委員会 副会長・常任理事各1名、理事若干名。

別表1 平成22年度からの広報委員会の担当郡市割当表

班	中毛ブロック	西毛ブロック	北毛ブロック	東毛ブロック
A班 (22年度)	前橋市 佐波郡	高崎市 富岡市 安中市	北群馬郡 沼田市	館林市 みどり市
B班 (23年度)	前橋市 伊勢崎市	高崎市 藤岡市 甘楽郡	吾妻郡 利根郡 渋川市	邑楽郡 桐生市 太田市

※A班、B班を交互に割り当てする。

※高崎、前橋は共通編集委員とする。